

[注意事項]

- 1 本ファイルの構成は次のとおりです。
 - (1) 期間入札の公告
 - (2) 物件明細書
 - (3) 現況調査報告書
 - (4) 補充評価書
- 2 本件は、物件番号1のみの売却です。入札の際には、物件番号をお間違えのないようご注意ください。
- 3 現況調査報告書や補充評価書に「物件2建物」とあるのは、「売却対象外建物（家屋番号4番27の2）」と読み替えてください。
- 4 物件番号1は共有持分についての売却であり、買受人は、当該物件を当然に使用収益できるとは限りませんので、ご注意ください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 4 月 22 日

名古屋地方裁判所民事第 2 部

裁判所書記官 遠 藤 誠

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 5 月 7 日から 令和 7 年 5 月 14 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日 場 所	令和 7 年 5 月 21 日 午前 9 時 30 分 名古屋地方裁判所売却場
売却決定 期日 場 所	令和 7 年 6 月 4 日 午前 10 時 30 分 名古屋地方裁判所民事第 2 部
特別売却 実施期間	令和 7 年 5 月 28 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 5 月 28 日 午後 4 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 4 月 22 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1	2,790,000 2,232,000		558,000	131,899	56,528
	</				



物 件 目 録

1 所 在 春日井市八田町二丁目
地 番 4番27
地 目 宅地
地 積 451.04平方メートル
持分3分の1



物 件 明 細 書

令和 7年 2月17日

名古屋地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 遠 藤 誠

1 不動産の表示

【物件番号1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

【物件番号1】

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

売却対象外建物（家屋番号4番27，4番27の2）が本件土地上に存在する。

別紙土地建物位置関係図（概略）のうち，売却対象外建物（家屋番号4番27）の敷地部分を亡E相続人が占有している。同人の占有権限は使用借権と認められる。その余の部分を本件共有者Aが占有している。

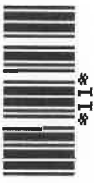
5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

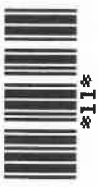
本件土地は共有持分についての売却であり，買受人は，当該物件を当然に使用収益できるとは限らない。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は，現況調査報告書，評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり，関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります。）。



- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

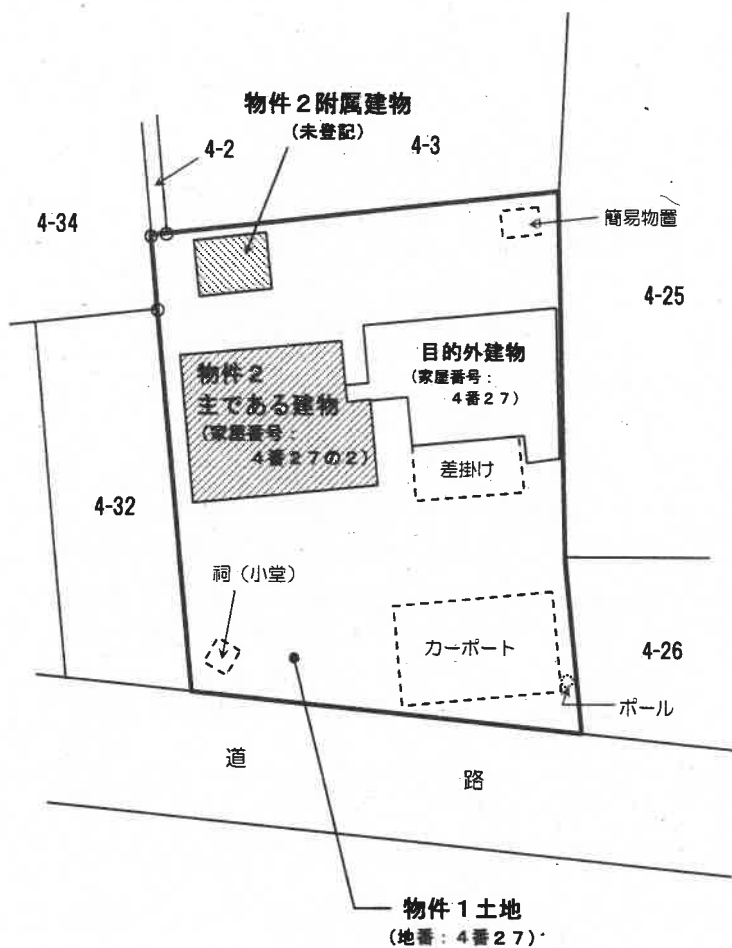


物 件 目 録

- 1 所 在 春日井市八田町二丁目
地 番 4番27
地 目 宅地
地 積 451.04平方メートル
持分3分の1



土地建物位置関係図（概略）



※ 「○」は境界杭等の位置を示す。

令和 6 年(ヌ)第 76 号

令和 6 年 7 月 10 日受理

令和 6 年 8 月 6 日提出

現 況 調 査 報 告 書

名古屋地方裁判所

執行官 杉 原 慶 光

物 件 目 録

1 所 在 春日井市八田町二丁目
地 番 4 番 27
地 目 宅地
地 積 451.04 平方メートル

共有者 持分 3 分の 1

2 所 在 春日井市八田町二丁目 4 番地 27
家屋 番号 4 番 27 の 2
種 類 居宅
構 造 木造スレート葺 2 階建
床 面 積 1 階 60.00 平方メートル
2 階 60.00 平方メートル

所有者

(2 枚目)

(占有関係用〈単独〉)

占有者及び占有権原 (物件1 関係)			
占有範囲		☐ 全部 ☒ 目的外建物(4枚目参照)の敷地部分	
占有者		☐ 債務者 ☒ 亡E相続人	
占有状況		☒ 敷地 ☐ 駐車場 ☐ ☐ 居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫 ☐	
☒ 関係人(☒ A(物件1 土地共有者) ☐ ())の陳述/ ☐ 提示文書()の要旨			
占有権原		☐ 賃借権 ☒ 使用借権 ☐	
占有開始時期		昭和35年ころ	
最初の	契約日	昭和35年ころ	
契約等	期間	昭和35年ころ から ☐ 年 月 日まで 年間 ☒ 期間の定めなし	
更新の種類別		☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
現在の	期間	令和 年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし	
契約等	貸主	☒ 共有者ら(A, B, C) ☐ その他の者()	
当事者	借主	☒ 占有者(亡E相続人) ☐ その他の者()	
賃料・支払時期等		毎 金 円 (毎 限り 分支払) ☐ 前払 (分 円) ☐ 相殺 (分 円)	
敷金・保証金		☐ ない ☐ ある(☐ 敷金 円 ☐ 保証金 円)	
特約等		☐ 譲渡・転貸を認める ☐	
その他			
執行官の意見		☒ 上記のとおり ☐ 下記のとおり ☐ 「執行官の意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

(目的外建物用〈単独〉)

目的外建物の概況 (物件1関係)	
所 在	春日井市八田町二丁目4番地27
家 屋 番 号	☐ ない (未登記) ☒ 4番27
種 類	☒ 居宅 ☐ 店舗 ☐ 共同住宅 ☐ 工場 ☐ 倉庫 ☐
構 造	木造瓦葺平家建
床 面 積 (概 略)	約65.33平方メートル (家屋評価証明書の床面積 (増築分を含む) による)
所 有 者	☐ 土地所有者 ☒ その他の者 (亡E相続人) ☐ 不明
建 築 時 期	☒ 昭和35年ころ ☐ 不明
建 築 者	☐ 現所有者 ☐ その他の者 () ☒ 不明
そ の 他 の 事 項	平成17年ころ本建物の一部が増築されたとみられる。

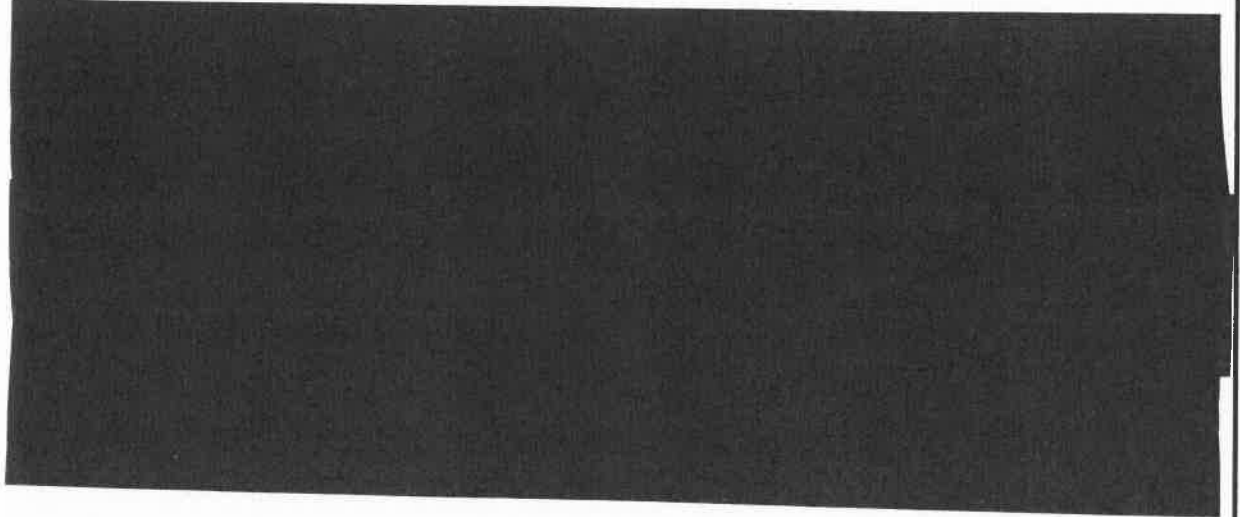
(注) チェック項目中の調査結果は, 「☒」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (債務者、物件1土地 共有者、物件2建物所 有者)	(口頭による陳述要旨) 1 現在、私を含む5名で物件2主である建物に居住しています。 2 物件2主である建物とその東側の建物(4枚目記載の目的外建物、以下「本件目的外建物」という。)は接合されており、外に出ることなく両建物間を行き来することができます。水回り設備は本件目的外建物に設けられているため、 3 本件目的外建物の所有者は、私の亡父であるDと認識していましたが、執行官から登記記録上の所有者はEであると説明され驚いています。Eは私の祖父(亡Dの父)で、何十年も前に他界しています。 4 物件2主である建物の北側に物置がありますが、老朽化しているため使用していません。 5 物件1土地は私、B及びCの3名で共有しており、同土地上に本件目的外建物、物件2主である建物及び物置が建築されていますが、当該各土地建物の所有(共有)者間で、当該各土地建物の使用に関する取り決めや賃料の授受はありません。 6 物件1土地の南西角付近に祠があります。この祠は、かつて別の場所にあったのを、平成8年に行われた区画整理の際、物件1土地に移転させたものだそうです。移転に至った経緯については、亡父(D)又は亡祖父(E)が知っていたと思いますが、両名から何も聞いていないため詳しいことは分かりません。 なお、祠は管理・手入れがされておらず、誰が管理者であるかも分かりません。祠の敷地に係る地代も受領していません。 7 8 9 10 大雨の際でも物件1土地の周囲の道路が冠水したことはありません。また、 11 物件1土地の隣地所有者との間で、境界に関する紛争はありません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 1 物件1土地及び物件2建物の占有関係について
関係人の陳述、住民票の記載内容及び現況等から、2及び3枚目に記載のとおり認められる。
- 2 物件1土地の現況等について
 - (1) 物件2主である建物、同附属建物及び本件目的外建物(4枚目記載の目的外建物)の敷地並びに駐車場等として使用されており、南側で道路に接している。
 - (2) 土地建物位置関係図(8枚目)の「○」で示した箇所付近に境界標とみられる杭等を確認した。
また、北側隣地(春日井市八田町二丁目4番2及び4番3の各土地)及び西側隣地(同所4番32及び4番34の各土地)との境界付近にコンクリートブロック及びフェンス等が設置されていた。
 - (3) 物件1土地は東側隣地(春日井市八田町4番25及び4番26の各土地)よりも3メートル程度低くなっている。このため、当該東側隣地との境界付近に擁壁が設置されている(写真1)。
 - (4) 物件1土地内に高低差があり、物件2主である建物及び本件目的外建物の敷地部分はその北側部分よりも1.0～1.4メートル程度低くなっている(写真4)。
 - (5) 物件1土地に設置されている工作物及び動産は次のとおりである(設置場所は土地建物位置関係図(8枚目)参照)。
 - ア 祠(小堂)(Aの陳述6参照)(写真2)
 - イ カーポート(写真1)
 - ウ ポール(写真1)
 - エ 差掛け
 - オ 簡易物置
- 3 物件2主である建物及び同附属建物の現況等について



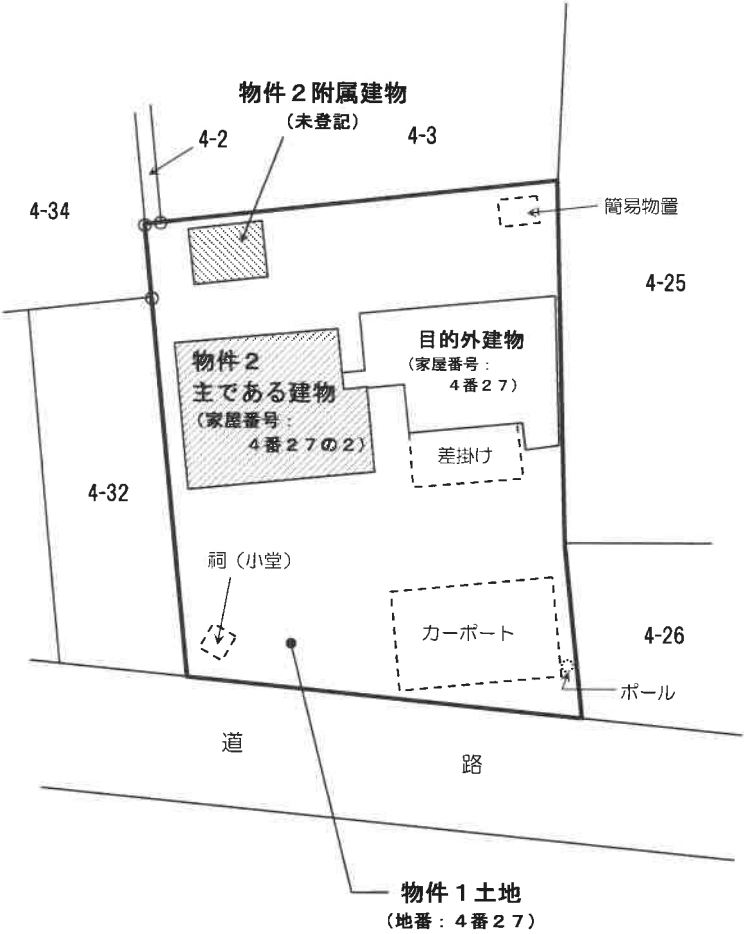
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
6年 7月12日 (金) 8:30-8:50	春日井市役所	関係人の住民票の写し及び物件1土地ほかの評価証明書取寄
6年 7月12日 (金) 9:20-9:40	目的物件所在地	物件確認, 写真撮影(屋外), Aより占有状況等につき聴取
6年 7月12日 (金) 14:00-14:10	名古屋法務局	登記事項証明書, 公図及び建物図面取寄
6年 7月12日 (金) 14:30-14:35	(携帯電話)	(Aへ架電) 立入調査期日調整
6年 7月12日 (金)	当庁執行官室	可児市役所あて関係人の住民票の写し請求作成送付
6年 7月24日 (水) 13:00-14:20	目的物件所在地	(立入調査) 間取確認, 簡易測量, 写真撮影(屋内外), A立会, Aより占有状況等につき聴取, 評価人同行
6年 7月24日 (水) 14:30-14:40	春日井市役所	関係人の戸籍関係書類取寄
6年 8月 2日 (金) 12:00-12:10	春日井市役所	関係人の戸籍関係書類取寄
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 本件建物は全戸不在で, 施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 本件建物は全戸不在で, 施錠されていたので, 立会人を立ち会わせ, 解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐ 令和 年 月 日 本件建物は無施錠であったが, 全戸不在であったため立会人を立ち会わせて建物内に立ち入った。		

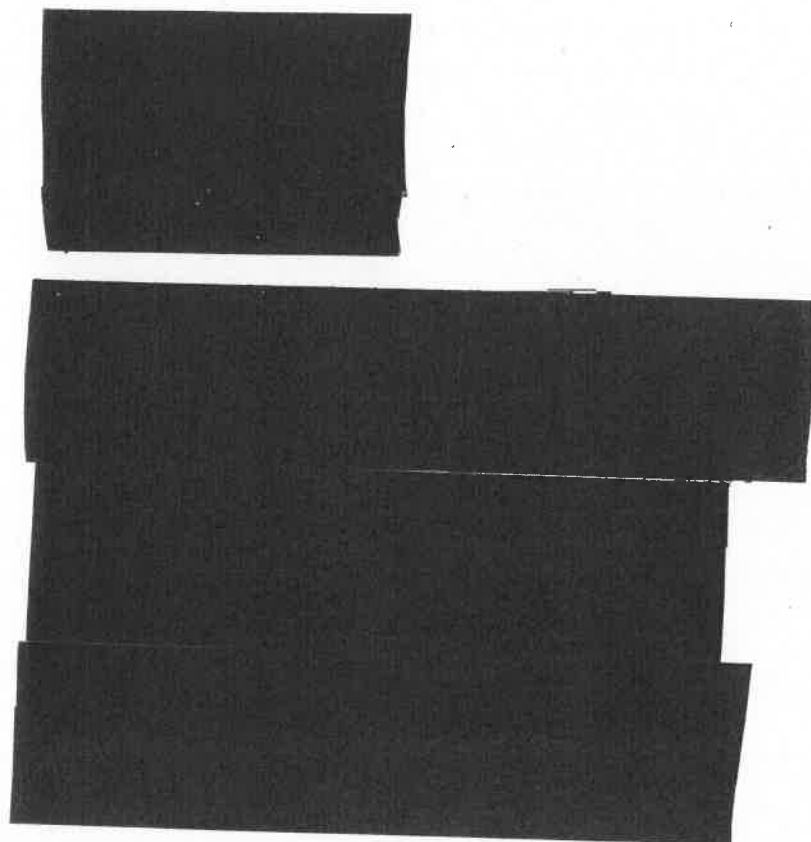
(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図（概略）



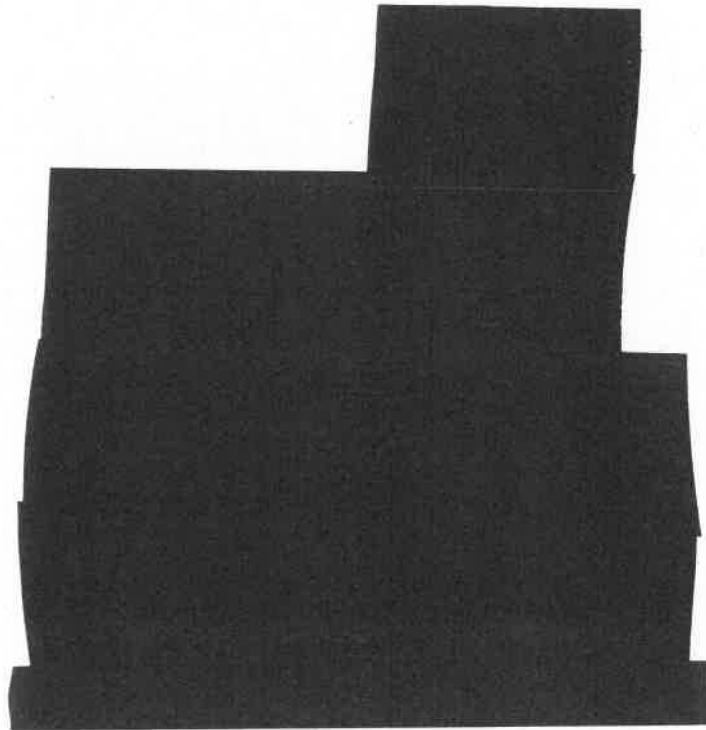
※ 「○」は境界杭等の位置を示す。

建物間取図（概略）



1 階

建物間取図（概略）



2 階

1 物件1土地及び物件2主である建物の外観（南東方向から撮影）



2 物件1土地の外観（南西方向から撮影）



3 物件2主である建物の外観（南西方向から撮影）



物件2主である建物

物件1土地

4 物件1土地及び物件2主である建物の外観（北東方向から撮影）



物件2
主である建物

物件2
附属建物

外階段

目的外建物

物件1土地

5 物件2主である建物と目的外建物の接合部

6 物件2附属建物の外観

7 物件2附属建物の軒下

8 物件2主である建物内部の状況（リビング）

9 物件2主である建物内部の状況（洋室③）

10 物件2主である建物内部の状況（目的外建物との接合部）

1 1 物件2附属建物内部の状況（物置）

令和 6 年 (又) 第	76	号
令和 6 年 7 月 16 日	受	理
令和 6 年 7 月 24 日	現地調査	
令和 6 年 7 月 30 日	評価	
令和 6 年 12 月 9 日	補充	充

名古屋地方裁判所民事第二部 御中

補 充 評 価 書

評価人 不動産鑑定士

松 原 一 隆 印

令和6年（ヌ）第76号に係る不動産の評価について本書をもって補充いたします。

補充内容

後記「第3 目的物件」記載の不動産に対する既提出の評価書について、下記事項を考慮した補充評価

1. 物件1のみまたは物件2のみを売却した場合の、各不動産の評価額

第1 評価額

個 別 価 格 合 計		
個 別 価 格		
物件 1 (土地)	金	2,790,000 円
物件 2 (建物)	金	

- 1 物件1、2の各不動産について、個別に売却を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 物件1の個別価格は物件2、目的外建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の個別価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、競売の目的物の種類又は品質に関する不適合については担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

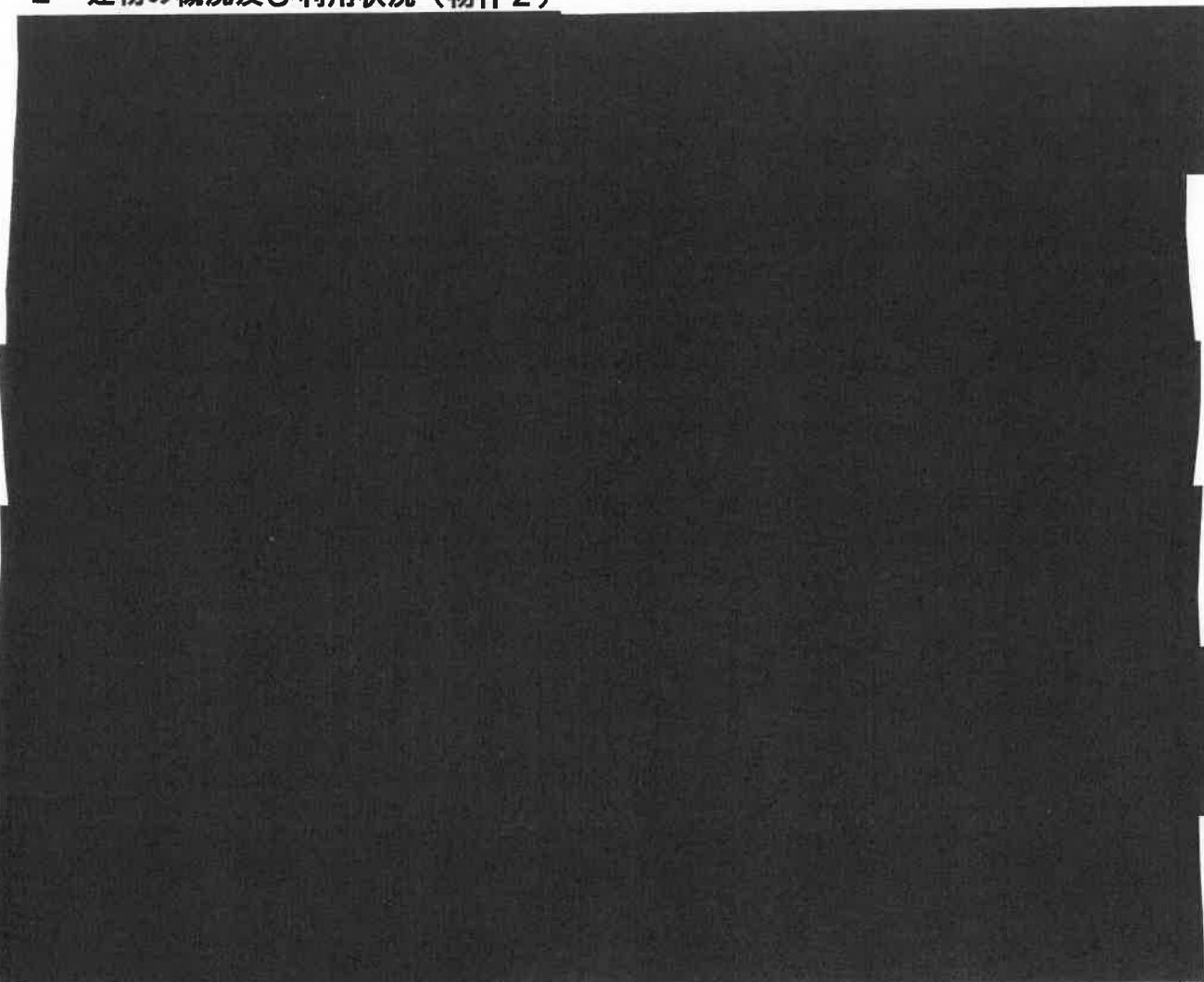
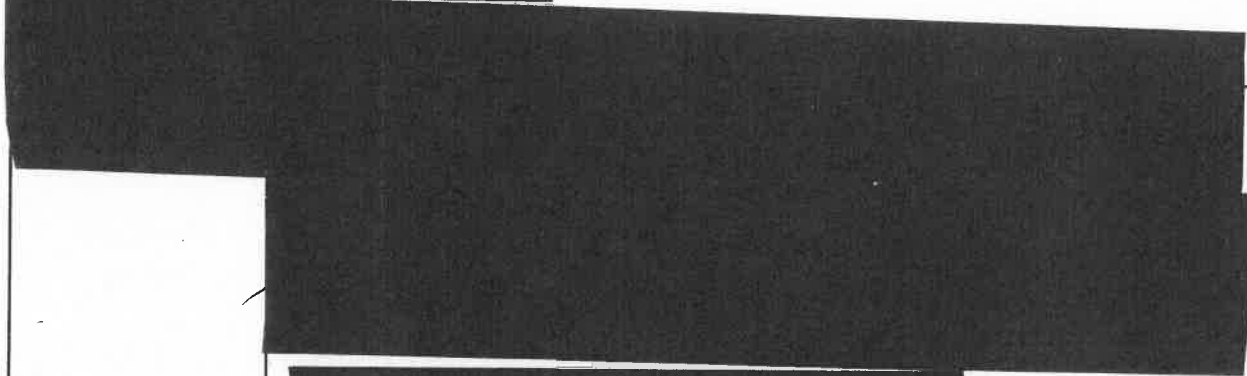
番 号	所 在 等	登 記	現 況
1	所在地番目積	春日井市八田町二丁目 4 番 2 7 宅地 451.04 平方メートル 共有者 持分3分の1	特記事項記載 のとおり
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	春日井市八田町二丁目 4 番地 2 7 4 番 2 7 の 2 居宅 木造スレート葺2階建 1階 60.00 平方メートル 2階 60.00 平方メートル	特記事項記載 のとおり
番 号	特 記 事 項		
1	・ 本件土地には目的外建物等が建っている。 【 目的外建物等の概要 】 登記記録、家屋評価証明書より 家 屋 番 号 4番27 種 類 居宅 構 造 木造瓦葺平家建 建 築 年 昭和35年建築 増 築 年 平成17年増築（家屋評価証明書より） 延 床 面 積 約 65.33 平方メートル 		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	JR中央本線「春日井」駅 北西方 道路距離 約 2,200m 名鉄バス「八田町二丁目」停留所 西方 道路距離 約 350m (附属資料1「位置図」 参照)	
付 近 の 状 況	中規模一般住宅が多く見られる住宅地域	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員 等の個別的な 規制を考慮し ない一般的な 規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 第一種中高層住居専用地域 60% 200% 準防火地域 居住誘導区域内、都市機能誘導区域外 特定都市河川流域新川流域 航空法上の「水平表面」の規制（制限高TP+59m）
画 地 条 件	地積 451.04㎡ 間口 (南側) 約 19.0m、奥行 約 24.5m 形状 ほぼ長方形、中間画地	
接 面 道 路 の 状 況	南側 現況幅員 約 6.0m 舗装市道に概ね等高にて接面 (建築基準法第42条1項1号)	
土 地 の 利 用 状 況 等	物件1は物件2建物、未登記附属建物、目的外建物の敷地等として 利用されている。	
供給処理施設 (敷地内引込 の有無を基準 としている)	上 水 道 あり ガ ス 配 管 あり 下 水 道 あり	
土 壌 汚 染 の 可 能 性 の 調 査	登記記録、過去の住宅地図（昭和43年、平成元年）等の資料から、本件土地 は、主に個人宅の敷地等として利用されており、平成8年4月27日に土地区画整理 事業による換地処分を経て現在に至っている。土壌汚染の蓋然性は低い、汚染 の有無は不明であり、調査期間による土壌汚染調査を行わないと確定できない。	
特 記 事 項	・ 本件土地の北西側に未登記附属建物、北東側に簡易物置、南東側にカーポート、南東側にボールが設置されている。また、中央東側に目的外建物があり物件2と繋がっている。 ・ 目的外建物の南側に差掛けが設置されている。 ・ 本件土地の北側部分に大きな段差があり、南側市道の地盤面から約1.0m～約1.4m高くなっている。 ・ 本件土地の南西側に祠又はこれに類する小堂が設置されている。ヒアリングによれば平成8年の土地区画整理事業による換地処分時に本件土地内に移動、設置されたとの事であるが詳細は不明である。	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格 (物件1)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡)	個別 格差	地積 (㎡)	建付 減価	建付地価格 (円)
	ア	イ	ウ	エ	ア×イ×ウ×エ
1	138,000	0.95	451.04	0.90	53,220,000

計算結果の数値は万円未満を四捨五入する端数処理を行った。(以下同じ)

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価公示 春日井-16

$$\begin{array}{ccccccc} \text{公示価格} & \text{時点修正} & \text{標準化補正} & \text{地域格差} & \text{標準画地価格} \\ 137,000\text{円/㎡} & \times 100.9/100 & \times 100/100 & \times 100/100 & = 138,000\text{円/㎡} \\ & & & & (\text{上三桁未満四捨五入}) \end{array}$$

◇ 時 点 修 正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標 準 化 補 正 : 方位北東向き(0.0)を考慮した。

◇ 地 域 格 差 : 交通接近条件、環境条件格差は概ね同等と判断した。

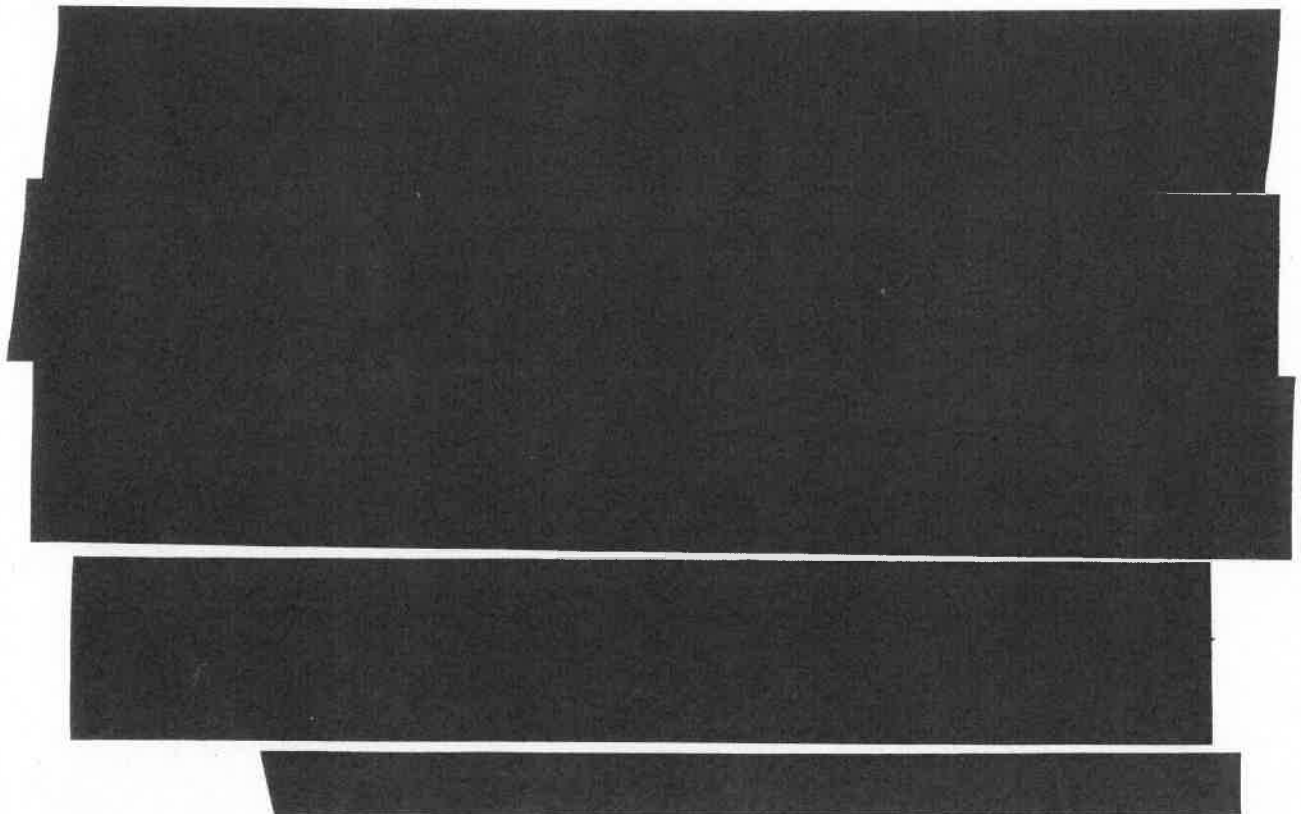
イ 個 別 格 差 : 方位南向き(+5.0)、地勢(-10.0)を考慮した。

$$1.05(\text{方位}) \times 0.90(\text{地勢}) = 0.95(\text{個別格差})$$

ウ 地 積 : 登記数量による。

エ 建 付 減 価 : 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

(2) 建物価格(物件2)



2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	建築面積割合 (㎡) イ	共有 持分 ウ	土地利用権等割合 エ		土地利用権等 価格 (円) ア×イ×ウ×エ
2	53,220,000	69.72 / 135.05	1/3	0.10	場所的利益	920,000
目的外 建物	53,220,000	65.33 / 135.05	1/3	0.10	場所的利益	860,000
土地利用権等価格合計						1,780,000

イ 建築面積割合：【物件2】

本件建物と未登記附属建物の建築面積合計 (㎡) ÷ 本件建物と未登記附属建物、目的外建物の建築面積合計

$$= (60.00\text{㎡} + \text{約}9.72\text{㎡}) \div (60.00\text{㎡} + \text{約}9.72\text{㎡} + \text{約}65.33\text{㎡})$$

【目的外建物】

目的外建物の建築面積 (㎡) ÷ 本件建物と未登記附属建物、目的外建物の建築面積合計

$$= \text{約}65.33\text{㎡} \div (60.00\text{㎡} + \text{約}9.72\text{㎡} + \text{約}65.33\text{㎡})$$

エ 土地利用権等割合：土地利用権等を場所的利益と判定し、その割合を10%と査定した。

(2) 個別価格及び個別価格合計

番号	基礎となる 価 格 (円) ア	共有 持分 イ	土地利用権 等価格の控 除及び加算 (円) ウ	占有 減価 修正 (円) エ	市場性 修 正 オ	競売 市場 修正 カ	評価額 (円) {(ア×イ×ウ)-エ}×オ×カ
1	53,220,000	1/3	-1,780,000		0.25	0.7	2,790,000
2							
個別価格合計							

エ 占有減価修正：必要なし。

オ 市場性修正：土地建物を個別に売却する場合の市場性の減退等を考慮して下記のとおり減価を行った。

物件1については目的外建物、祠等が存在していること、土地が共有持分であること、現状建物を前提とした地代徴収権に着目した市場性が希薄であることから市場性修正を25%と判断、物件2については

等による市場性の減退等を考慮して25%と判断した。

カ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

地価公示価格 春日井-16

所 在 : 春日井市八田町2丁目33番14
価 格 : 137,000円/㎡
位 置 : JR中央本線「春日井」駅の北西方約2,300m（道路距離）
価 格 時 点 : 令和6年1月1日
地 積 : 172㎡
供給処理施設 : 水道・ガス・下水
接 面 街 路 : 北東側 8.0m市道に接面
用途指定等 : 第一種中高層住居専用地域（建ぺい率60%、容積率200%）、準防火
地域の概要 : 中規模一般住宅が多く見られる住宅地域

第7 附属資料

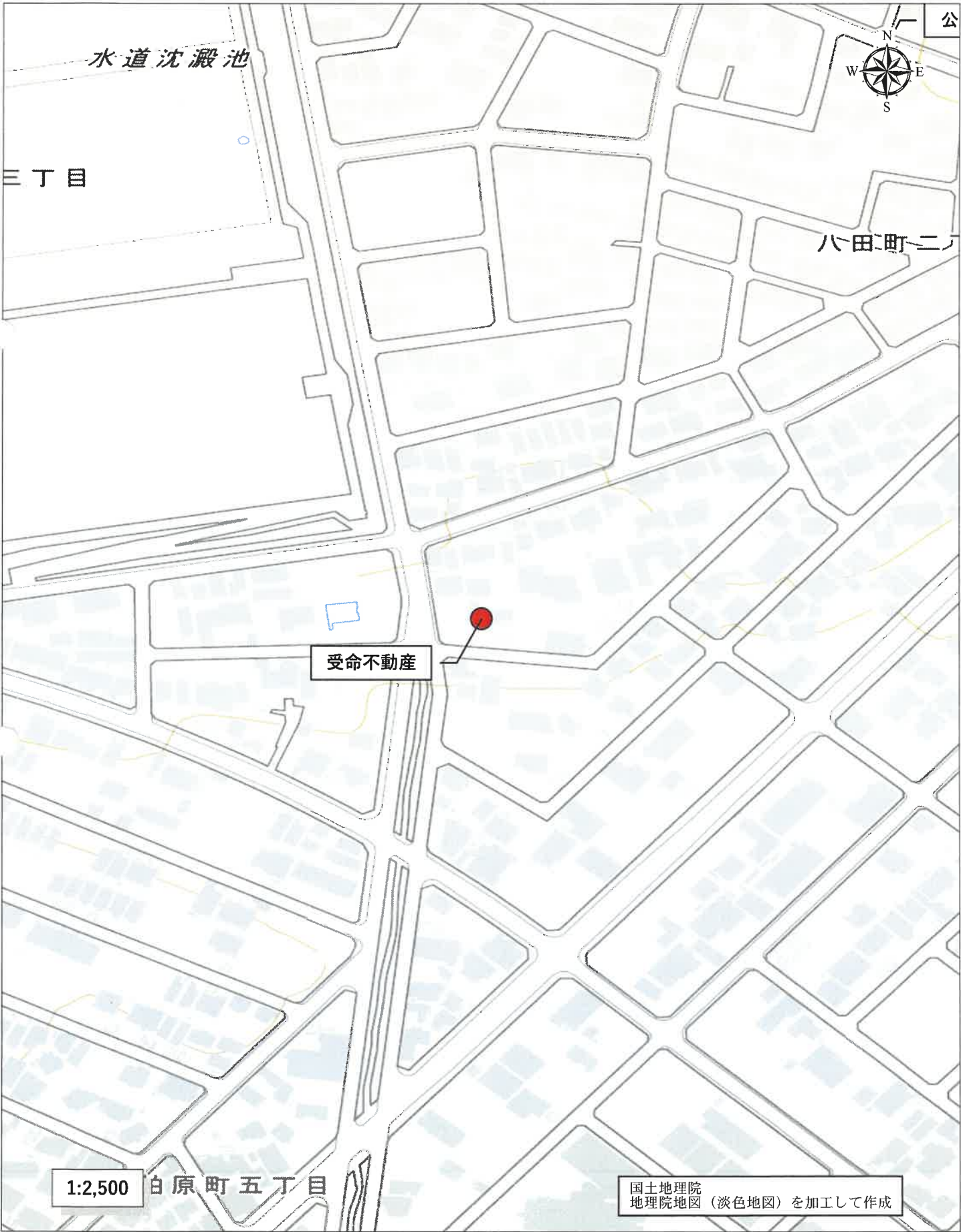
- 1 位置図
- 2 付近案内図
- 3 公図写
- 4 建物図面・各階平面図写
- 5 土地建物配置図(概略)
- 6 建物間取図(概略)
- 7 写真

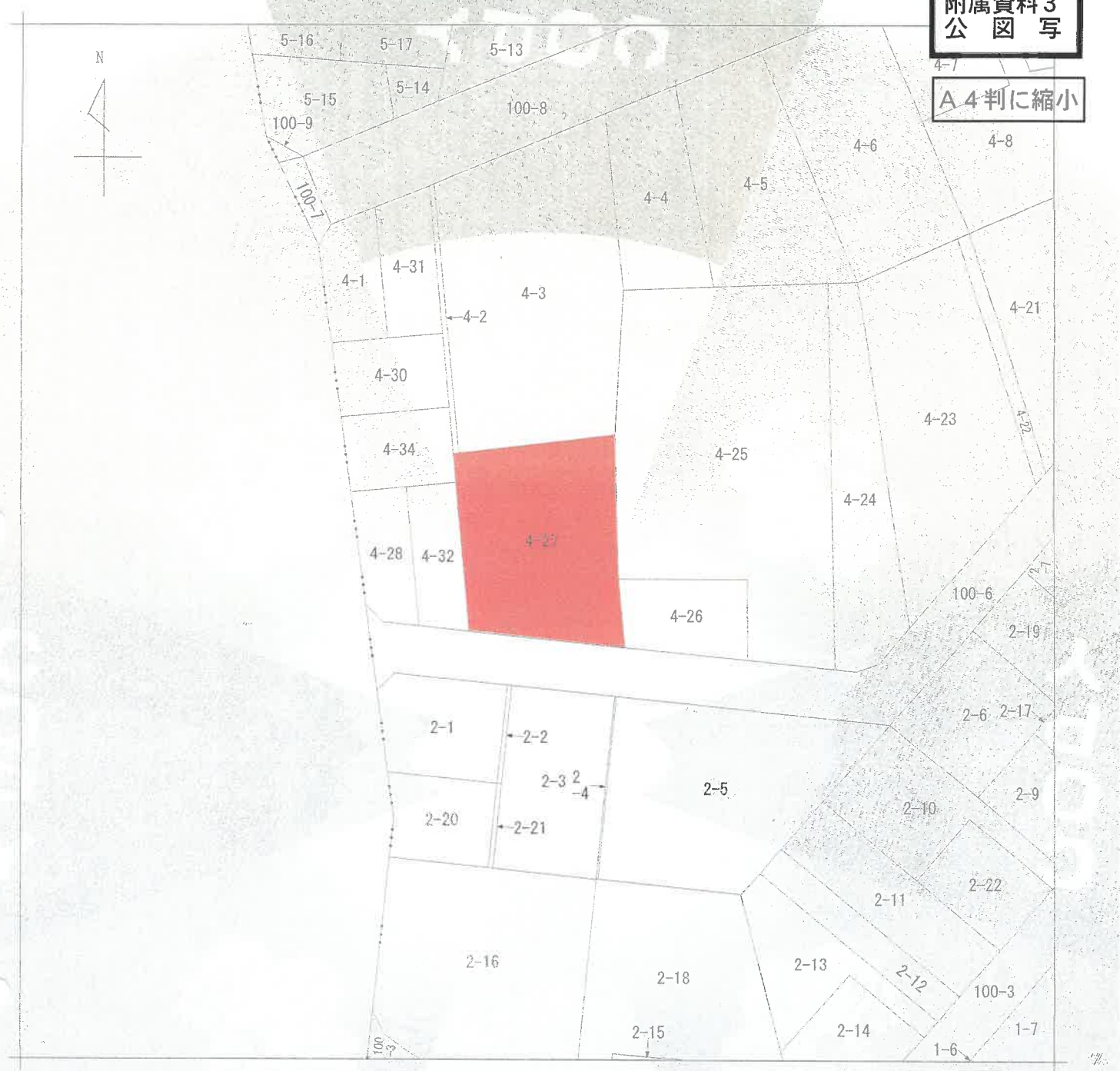
以 上

位置図



付近案内図





地番区域見出
八田町
2丁目

請求部	所在	春日井市八田町二丁目				地番	4番27			
出力 縮尺	1/500	精度 区分	甲二	座標系 番号又は 記号		分類	地図(法第14条第1項)国調法1 9-5指定	種類	土地区画整理所在図	
作成 年月日	平成8年4月27日				備付 年月日 (原図)	補記 事項				

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(名古屋法務局春日井支局管轄)

令和6年6月3日

東京法務局

登記年月日：平成15年12月9日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(名古屋法務局春日井支局管轄)
令和6年6月3日 東京法務局

0902626

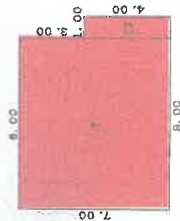
各階平面図

家屋番号
4番27の2

建物図面

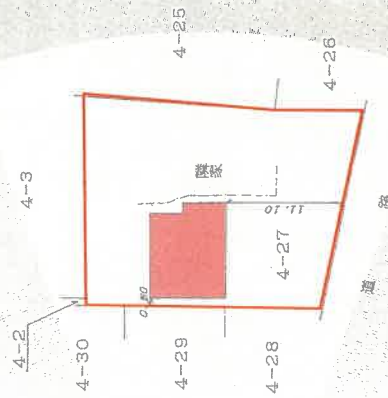
建築物の所在
春日井市八田町二丁目4番地27

1階、2階 (各階同型)



求積表

イ	8.00 X 7.00	=	56.0000
ロ	1.00 X 4.00	=	4.0000
	合計		60.0000
	床面積		60.00㎡



附属資料 4
建物図面・各階平面図写

A4判に縮小

縮尺

申請人

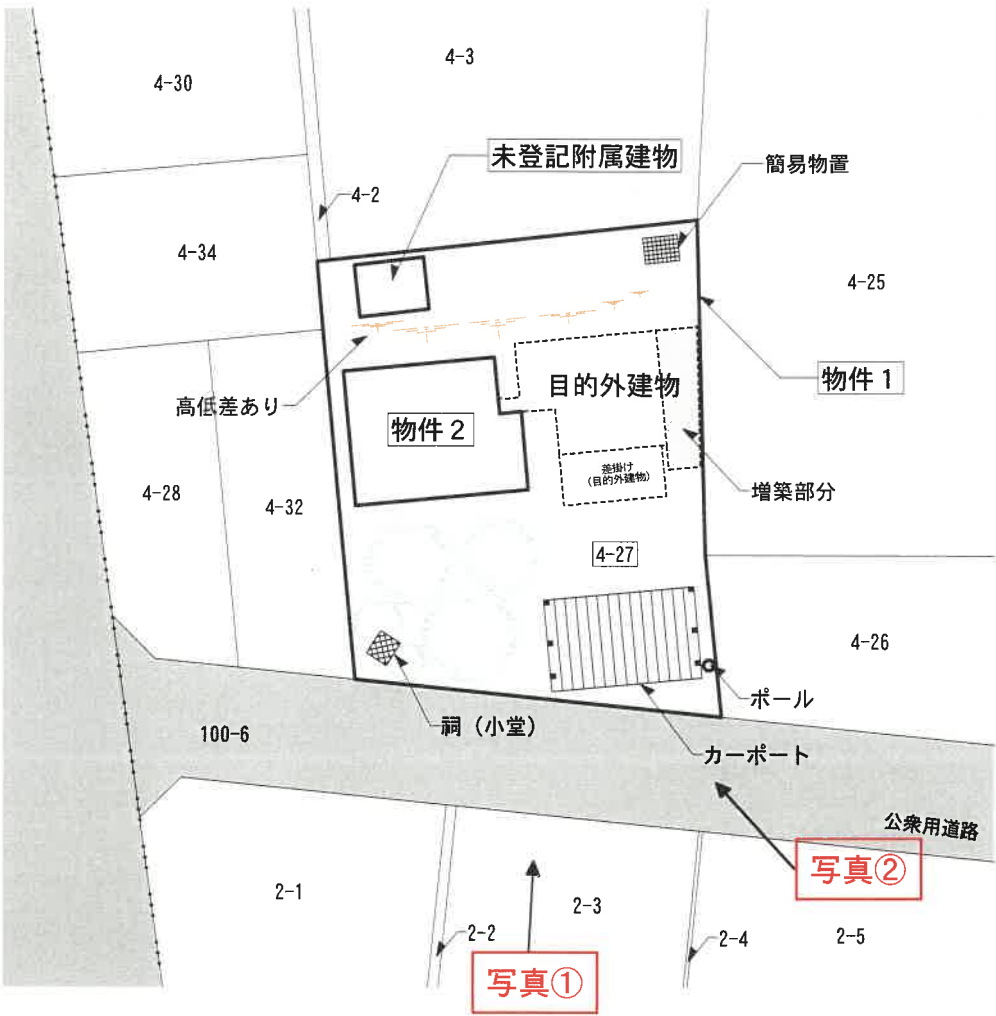
縮尺
1/250

作製者

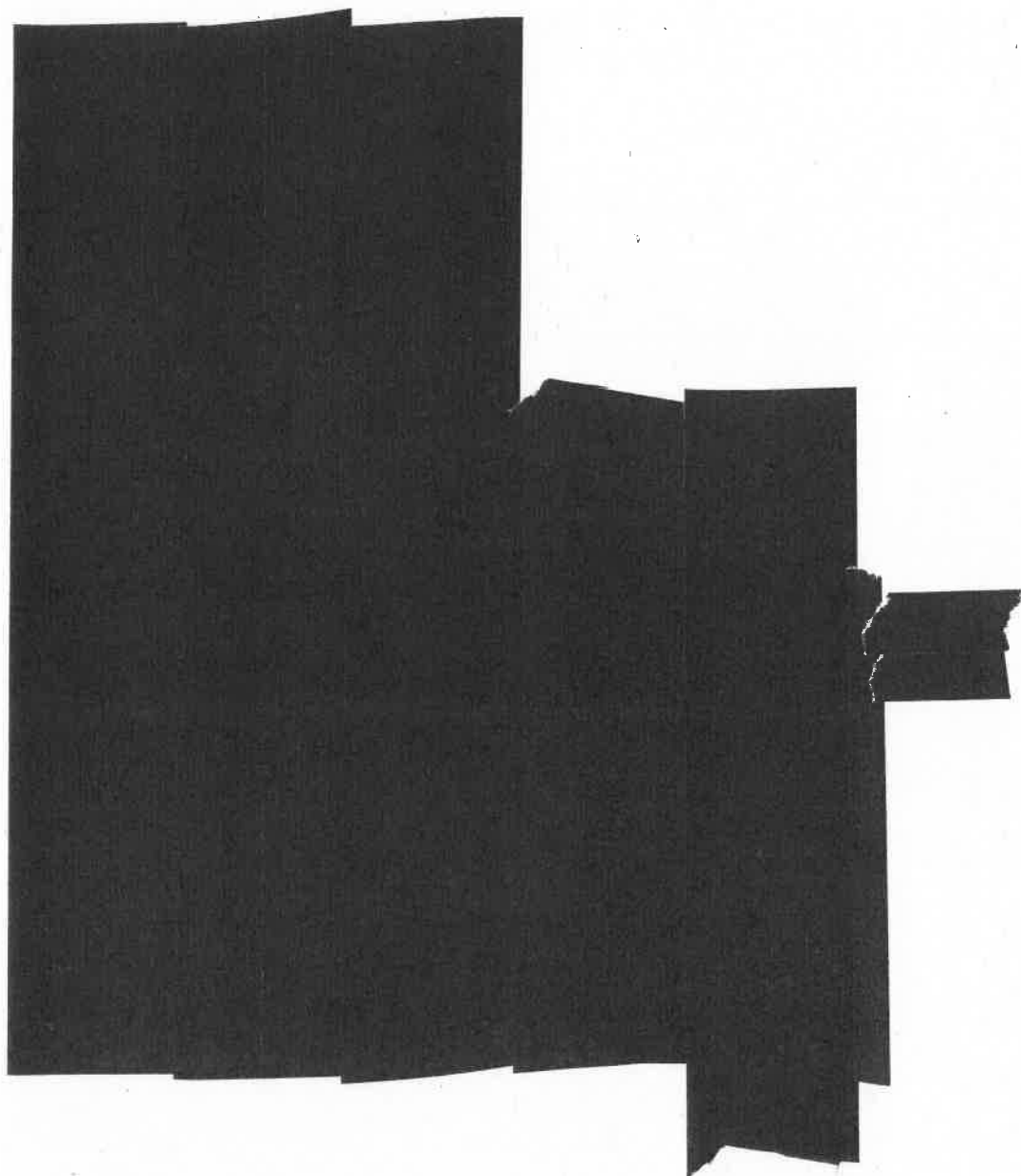
(会員専用)

(愛知県土地家屋調査士会 用紙)

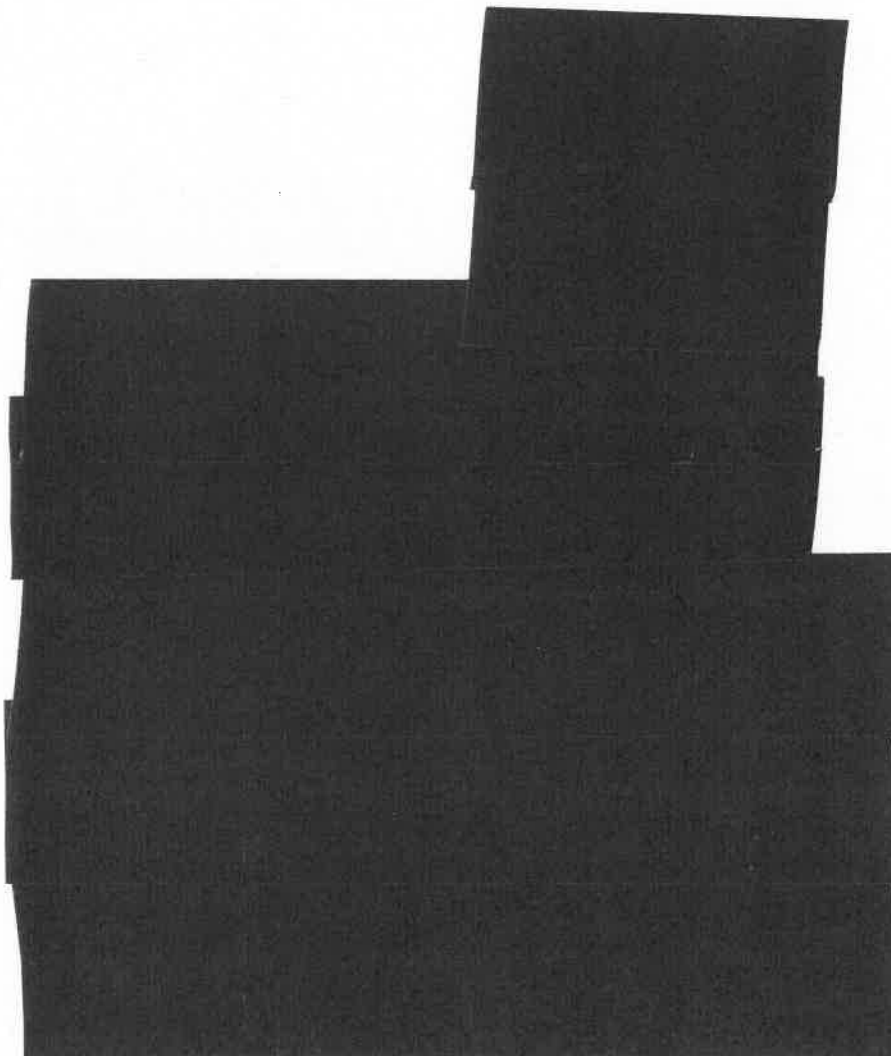
土地建物配置図（概略）



建物間取図（概略）



建物間取図（概略）



写 真



写真①



写真②